

# 地域公共交通活性化再生法による鉄道事業再構築事業の概要

## 鉄道事業再構築事業

- **市町村等と鉄道事業者が共同**で計画を作成し、実施
- **継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業**を対象

### 内容

経営の改善  
市町村等の支援  
+  
事業構造の変更  
例：上下分離

### 目的

当該路線における  
輸送の維持



国土交通大臣による計画の認定

## 特例措置

1. 鉄道事業法の許可等を受けなければならないもの等について、計画の認定により一括で許可等を受けたものとみなす等の特例
  2. 現行の鉄道事業法では実施できない「公有民営」方式の上下分離(※)について、同法における事業許可基準のうち事業採算性等に係るものを適用しないことにより、その実施を可能とする特例
- (※) 地方公共団体が鉄道線路を保有し、これを運行事業者に無償で使用させるもの

## 支援措置

鉄道設備整備に対する『地域公共交通確保維持改善事業費補助金』の予算、税制特例、地方財政措置等を含む総合的なパッケージにより重点的に支援。

事業構造の変更の  
実施パターン

### 公有民営の例

既存事業者

運行

(無償貸与)

地方自治体  
《第三種鉄道事業者》

鉄道施設保有

土地保有

- 活用例：  
若桜鉄道(平成21年度～)
- 地方自治体が「第三種鉄道事業者」として鉄道施設を保有
- 利用促進策や観光資源を活用した需要喚起  
(自治体職員の鉄道通勤へのシフト、SL車両運転体験等のイベント開催等)

### 重要な資産の譲渡の例

既存事業者

運行

鉄道施設保有

(無償貸与)

自治体

土地保有

- 活用例：  
福井鉄道(20年度～)  
三陸鉄道(21年度～)
- 地方自治体が鉄道用地を保有。また、鉄道施設の整備等に係る費用を補助
- 利用促進策や関連事業の展開(パーク&ライド駐車場の整備、関連グッズの販売等)